

遺産分割協議書

最後の本籍
最後の住所
被相続人 (平成 年 月 日亡)

最後の本籍
最後の住所
相続人兼被相続人 () (平成 年 月 日亡)

本籍
住所
相続人 () (昭和 年 月 日生)

本籍
住所
相続人兼被相続人 () 相続人 (昭和 年 月 日生)

本籍 ()、被相続人 (平成 年 月 日死亡) 及び
本籍 ()、相続人兼被相続人: (平成 年 月 日
死亡) の遺産については、共同相続人の全員において分割協議を行った結果、
下記相続人が次のとおり下記遺産を相続し、取得及び承継することに決定した。

記

1. 平成 年 月 日 (※一次相続開始日) ○○○○ (※数次相続の被相続人)
が単独相続した財産について、相続人 ○○○○ (※数次相続の相続人) が
取得する相続財産

(1) 不動産に関する権利

《土地》	所	在		
	地	番		
	地	目		
	地	積		
《建物》	所	在		
	家	屋	番	号
	種			類
	構			造
	床	面	積	
			1階	平方メートル
			2階	平方メートル

- (2) 現金に関する権利
手許現金
相続開始直前引出分（ 銀行 支店）
- (3) 火災保険に関する権利
解約返戻金／ 株式会社／証券番号：
- (4) 家庭用財産一式に関する権利
- (5) 電話加入権に関する権利
- (6) 未収入金に関する権利
後期高齢者医療保険料還付金・介護保険料還付金／ 区
- (7) 被相続人の未払租税公課、医療費及びその他の債務
- (8) 被相続人の葬式費用に関する義務

2. 相続人 が取得する相続財産

- (1) 預貯金に関する権利
普通預金／ 銀行 支店／口座番号：
普通・定期預金／ 銀行 支店／口座番号：
貯蓄預金／ 銀行 支店／口座番号：
通常貯金／ 銀行／記号番号：
外貨普通預金／ 銀行 支店／口座番号：(USD)
- (2) 有価証券（投資信託）に関する権利
／ 万口／ 銀行 支店
- (3) 未収入金に関する権利
収益分配金／ 銀行取り扱い投資信託

3. 上記のとおり分割された遺産のほか、将来何らかの資産、負債が発見された場合は、当該資産ないし負債は、相続人 が取得及び承継するものとする。

上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するために下記に各自署名捺印する。

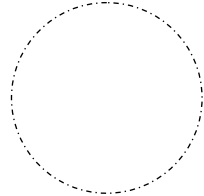
平成 年 月 日

相続人兼被相続人 ()
氏 名

相続人 ()

氏 名

【ご実印】



相続人兼被相続人 相続人 ()

氏 名

